

▽請負工事の検査及び評定に関する細則

〔平成19年6月29日品質管理室細則第3号〕
〔沿革〕平成20年4月18日品質管理室細則第1号(イ)
平成22年4月1日品質管理室細則第1号(ロ)
平成23年12月1日品質管理室細則第3号(ハ)
平成24年10月29日品質管理室細則第1号(ニ)
平成25年6月27日品質管理室細則第1号(ホ)
平成27年9月2日技術部細則第4号(ヘ)
平成28年6月29日技術部細則第1号(ト)
平成29年6月21日技術部細則第1号(チ)
平成30年6月21日技術部細則第1号(リ)

(目的)

第1条 請負工事の検査及び評定に関する準則（平成17年準則第33号。以下「準則」という。）の実施については、別に特別の定めがある場合を除き、この細則の定めるところによる。（ハ）

(用語の意義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、準則に定めるところによる。

(検査の実施方法の詳細)

第3条 準則第15条に規定する検査の実施方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。（イ）

一 施工管理の検査

施工管理の検査は、契約書の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況に関する各種の書類及び記録写真等と設計図書を対比して行う。

二 出来形の検査

出来形の検査は、出来形図表及び現地計測結果と設計図書とを対比して行う。

三 品質の検査

品質の検査は、品質管理記録及び現地計測結果と設計図書とを対比して行う。

四 出来ばえの検査

出来ばえの検査は、工事目的物の仕上がり面、とおりなどの外観について、現地観察、明視できない部分については書類及び記録写真により行う。

(検査予定表)

第4条 準則第8条第2項に規定する検査予定表の標準的な様式は、別記様式第1のとおりとする。（ニ）

(検査日の決定等)

第5条 準則第9条第2項に規定する中間検査依頼書の様式は、別記様式第2のとおりとする。

2 準則第9条第4項に規定する検査日通知書の様式は、別記様式第2-1のとおりとする。

(工事内容の把握)

第6条 準則第9条第2項に規定する工事内容を記した資料の標準的な様式は、別記様式第2-2のとおりとする。

(結果の報告)

第7条 準則第17条に規定する検査報告書の様式は、別記様式第3のとおりとする。

(合格認定及び評定) (イ)

第8条 準則第18条第3項に規定する工事検査調書、検査結果通知書及び工事検査結果通知書の様式は、別記様式第4、第6及び第7のとおりとする。（イ）(ロ) (ニ)

(評定手続)

第9条 次の各号に掲げる基準は、それぞれ当該各号に定める様式に定めるところによる。（ロ）(ハ) (ニ) (チ)

一 準則第19条第4項本文の細則で定める基準 別記様式第4-1及び第4-2

二 準則第19条第4項ただし書の細則で定める基準 別記様式第4-3-1及び第4-3-2

2 準則第19条第5項に規定する次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。（チ）

一 工事成績採点表 別記様式第4-1及び第4-2

二 工事成績採点表（一部しゅん功検査） 別記様式第4-3-1

三 工事成績採点表（中間検査） 別記様式第4-3-2

四 工事成績評定表 別記様式第5

五 工事成績採点カード（主任監督員用） 別記様式第5-1

六 工事成績採点カード（総括監督員用） 別記様式第5-2

七 工事成績採点カード（検査員用） 別記様式第5-3

八 工事技術的難易度評価表 別記様式第5-4

（検査結果の通知）

第10条 削除 (ハ)(ニ)

（受注者への通知）(ハ)

第11条 準則第20条第3項に規定する工事成績評定通知書の様式は、別記様式第7-1のとおりとする。(ニ)

2 準則第20条に規定する工事検査結果及び工事成績評定を同時に通知する場合の様式は、別記様式第7-2のとおりとする。(イ)

（評定の修正の通知）

第12条 準則第21条に規定する工事成績評定通知書（修正）の様式は、別記様式第7-3のとおりとする。(イ)

（修補）

第13条 準則第24条に規定する修補命令書、修補指示書及び工事修補請書の様式は、別記様式第8、第9及び第10のとおりとする。

（修補の完了）

第14条 準則第26条に規定する修補完了通知書、修補完了届及び修補完了報告書の様式は、別記様式第11、第12及び第13のとおりとする。

（検査実施状況の報告）

第15条 準則第28条に規定する工事検査実施状況報告書の様式は、別記様式第14のとおりとする。

（軽易な工事の特例）(イ)

第16条 準則第29条に規定する工事検査調書（軽易）の様式は、別記様式第15のとおりとする。(イ)

（単価工事の評定手続）(イ)

第17条 次の各号に掲げる基準は、それぞれ当該各号に定める様式に定めるところによる。(イ)(ハ)(チ)

一 準則第29条の2第4項の細則で定める基準 別記様式第16-1及び第16-2

二 準則第29条の2第5項の細則で定める基準 別記様式第16-3

2 準則第29条の2に規定する次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところとする。(チ)

一 工事成績採点表（単価） 別記様式第16-1及び第16-2

二 工事成績採点表（単価・中間評定） 別記様式第16-3

三 工事成績評定表（単価） 別記様式第17

附 則

この細則は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成20年4月18日品質管理室細則第1号）(イ)

この細則は、平成20年4月18日から施行する。

附 則（平成22年4月1日品質管理室細則第1号）(ロ)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月1日品質管理室細則第3号）(ハ)

（施行期日）

第1条 この細則は、平成23年12月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この細則は施行前に契約手続を開始した契約については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則（平成24年10月29日品質管理室細則第1号）(ニ)

（施行期日）

第1条 この細則は、平成24年10月29日から施行する。

（経過措置）

第2条 この細則の施行前に契約手続を開始した契約については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成25年6月27日品質管理室細則第1号）(ホ)

（施行期日）

第1条 この細則は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この細則の施行前に契約手続を開始した契約については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成27年9月2日技術部細則第4号) (へ)

この細則は、平成27年9月2日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則 (平成28年6月29日技術部細則第1号) (ト)

(施行期日)

第1条 この細則は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この細則の施行の際現に行っている検査に関する手続きについては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則 (平成29年6月21日技術部細則第1号) (チ)

(施行期日)

第1条 この細則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この細則の施行日前に行われた検査については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則 (平成30年6月21日技術部細則第1号) (リ)

この細則は、平成30年7月1日から施行する。

様式1～様式17 略